

令和 6 年第 5 回辰野町議会定例会会議録（19 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和 6 年 9 月 20 日 午後 2 時 00 分

3. 議員総数 14 名

4. 出席議員数 14 名

1 番 古 村 幹 夫

2 番 松 澤 千代子

3 番 栗 林 俊 彦

4 番 吉 澤 光 雄

5 番 牛 丸 圭 也

6 番 小 澤 睦 美

7 番 向 山 光

8 番 樋 口 博 美

9 番 高 木 智 香

10 番 林 政 美

11 番 本 田 光 陽

12 番 小 林 テル子

13 番 津 谷 彰

14 番 舟 橋 秀 仁

5. 会議事項

日程第 1 議案第 1 号 令和 5 年度辰野町一般会計決算の歳入全部

歳出の内 1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、
6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11.
災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費

議案第 24 号 令和 5 年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

議案第 2 号 令和 5 年度辰野町上水道事業会計決算

議案第 25 号 令和 5 年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

議案第 3 号 令和 5 年度辰野町下水道事業会計決算

議案第 8 号 令和 5 年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算

日程第 2 議案第 1 号 令和 5 年度辰野町一般会計決算の歳出の内 3. 民生費、
4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費

議案第 4 号 令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計決算

議案第 5 号 令和 5 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算

議案第 6 号 令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算

議案第 7 号 令和 5 年度町立辰野病院事業会計決算

- 議案第 9 号 令和 5 年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第 3 議案第 10 号 辰野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 11 号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 13 号 辰野町国民健康保険診療所設置条例を廃止する条例について
- 日程第 6 議案第 15 号 令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 7 議案第 18 号 令和 6 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第 9 追加提出議案の審議について
議案第 26 号 調停の申し立てについて
- 日程第 10 議員提出議案の審議について
発議第 1 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケ
ア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について
- 日程第 11 議会閉会中の委員会の継続審査について
- 日程第 12 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	三 浦 秀 治
D X 推進担当課長	赤 羽 謙 一	住民税務課長	桑 原 高 広
保健福祉課長	竹 村 智 博	子育て応援課長	高 倉 健一郎
産業振興課長	岡 田 圭 助	事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之
建設水道課長	熊 谷 健 司	会計管理者	上 島 淑 恵
学校支援課長	小 澤 靖 一	学びの支援課長	福 島 永
辰野病院事務長	桑 原 さゆり		

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 菅 沼 由 紀
議会事務局庶務係長 小 林 志 帆

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 10 番 林 政 美
議席 第 11 番 本 田 光 陽

9. 会議の顚末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、こんにちは。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 5 回定例会第 19 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内 1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第 24 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 2 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計決算、議案第 25 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 3 号、令和 5 年度辰野町下水道事業会計決算、議案第 8 号、令和 5 年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算、以上 6 件を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

本定例会初日、当委員会に付託されました議案について審査結果を報告します。9 月 11 日午前 11 時 10 分から全員協議会室において、総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、町長出席のもと、住民税務課及びまちづくり政策課の担当職員から令和 5 年度、辰野町一般会計決算のうち歳入全部について説明を受け、質疑を行いました。また、同日午後 1 時 15 分から及び 9 月 12 日午前 9 時から、9 月 13 日午前 10 時から役場第 7、第 8 会議室において委員全員が出席し、担当職員の出席のもとに慎重に審査を行いました。議案第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計のうち歳入の全部について当委員会で特に異議はなく、全員一致で認定すべきものと決しました。続いて、一般会計歳出のうち議会費、総務費、衛生費のうち水道費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費、予備費について各課から説明を受け質疑討論を行いました。以下、各課に対する質疑をいくつか挙げさせてい

たきます。総務費では、企画費のうち、たつのパークホテルの指定管理について「たつのパークホテルの総利用者数と売上高は前年度からどのように変化したか」との質疑に対し「総利用者数は前年度比 7,029 人減少し、売上高は 1 億 6,939 万円から 1 億 5,179 万円に減少した。日帰り宴会の利用者数は増加したが、宿泊、レストラン、日帰り温泉の利用者数は減少した」との答弁でした。ふるさと納税推進事務に関し「ふるさと納税の返礼品の金額は国の基準を満たしているか」との質疑に対し「平均で約 20%程度に抑えており、諸経費を含めて 50%以下となっているので、国の基準を満たしている」との答弁でした。徴税費の委託料については「砂防指定区域面積調査業務委託料についての概要は」との質疑に対し「国からの砂防指定地内の土地について減価補正を行うよう指示があり、対象となる筆を洗い出し 2 分の 1 を上限に減価補正を行うための調査委託。対象は主に山林で 385 筆が該当し、税額ベースで 7 万 2,000 円の減額となった」との答弁でした。戸籍・住民基本台帳費の役務費について「マイナンバーカード関係郵送料が 52 万 5,000 円と高額である理由は」との質疑に対し、「マイナンバーカード申請が令和 4 年度に集中し、発行が令和 5 年度にずれ込んだことが要因。簡易書留や特定記録郵便での発送が多かった」との答弁でした。農林水産業費の農業費では「地域農業基盤確立農業構造改革事業費に関し、かやぶきの館の経営状況は」との質疑に対し、「目標宿泊数は達成しているが、RV パーク利用客を含めた人数であるので実質は下回っている。立地条件の悪さと物価高騰の影響もあり経営は厳しいが、指定管理者は経費削減に努めサービス向上に取り組んでいる」との答弁でした。林業費の森林管理事業では「松くい虫対策について森林環境譲与税を使うことの適切性は」との質疑に対し、「県のアドバイスを受け、当年は森林環境譲与税を緊急的に使用している。本来は個人の森林整備が目的の森林環境譲与税であるので、被害対策に国の財源を使う方向に移行する予定」との答弁でした。土木費の道路橋梁費では「道路新設改良費と道路舗装費は区からの要望に対し、何路線の工事を行ったのか」との質疑に対し、「道路新設改良費は区からの要望数 32 路線中 13 路線、道路舗装費は区からの要望数 46 路線中 13 路線を実施した」との答弁でした。消防費では非常備消防事業について「消防団員の報酬支払いの実態と充足状況、活動実態の把握について教えてほしい」との質疑に対し、「報酬は個人に直接支払われており、活動実態のない団員への支払いはない。充足状況は改善しつつあり、活動実態は分団長を通じ把握している」との答弁でした。9 月 13 日午後 1 時 10 分から、3 箇所の現場審査を実

施したところ特に問題はなく、当委員会に付託された令和５年度辰野町一般会計決算の歳出について採決した結果、全員一致で認定すべきものと決しました。上下水道事業会計関連事案については、建設水道課担当職員からの説明を受け審査を行いました。議案第２４号、令和５年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、未処分利益剰余金７,２９３万２,１１６円のうち４,３７０万円を資本金に組み入れるものです。質疑、討論を経て採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。その上で、議案第２号、令和５年度辰野町上水道事業会計決算について質疑、討論を経て採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。議案第２５号、令和５年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、未処分剰余金１億９２万３,０８８円を減債積立金に積み立てるものです。質疑、討論を経て採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。その上で、議案第３号、令和５年度辰野町下水道事業会計決算について質疑、討論を経て採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。議案第８号、令和５年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算については、まちづくり政策課から説明を受け「告知システムの代替手段の検討は進められているか」との質疑に対し「防災情報の配信を中心に様々な手段を検討中。高齢者の安否確認機能の代替案として、民間サービスの活用を含め模索」との答弁でした。採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。総務産業常任委員会に付託された６議案の審査結果は以上のとおりです。全議員の賛同をいただけますようお願い申し上げます。なお、決算審査において総務費のうちの企画費、地域農業基盤確立農業構造改革事業費に関連し、たつのパークホテル及びかやぶきの館の運営状況に高い関心が示されました。これらを受け、以下の１件を町長要望として提出します。指定管理者制度を利用し運営している各施設において、施設の老朽化に伴う不具合が数多く発生しています。特に宿泊を伴う施設において、ボイラーやろ過器、電話交換機などの修繕費が必要となり、営業に支障をきたす状況も見られます。対処療法的な対応ではなく、総合的な点検を実施し、年次計画を立てながら施設・設備の修繕を行い利用者の期待に応えられるよう、効率的な予算編成と執行を求めます。以上です。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第2、議案第1号、令和5年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3.民生費、4.（水道費を除く）衛生費10.教育費、議案第4号、令和5年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第5号、令和5年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算、議案第6号、令和5年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第7号、令和5年度町立辰野病院事業会計決算、議案第9号、令和5年度辰野町介護保険特別会計決算、以上6件を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

令和6年9月定例会、福祉教育常任委員会委員長報告、福祉教育常任委員会委員長、小林テル子です。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案第1号、4号、5号、6号、7号、9号について審査状況を報告します。9月11日午後1時10分から、12日午前9時から、13日午前9時から庁舎第5会議室において委員全員が出席し、教育長、担当職員出席のもと慎重に審査を行いました。また、13日午後1時10分から3箇所について、現場審査を実施いたしました。以下、その概要を報告いたします。議案第1号、辰野町一般会計の歳出のうちの民生費については、社会福祉総務事業、委託料「地域福祉計画等策定業務委託料の委託先は」の質問に「辰野町障がい者プラン2024、辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（第9期）、健康づくり計画辰野21（第5次）の3計画作成の委託料でプロポーザルで実施したが、応募者は1社で株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所でした」との答弁でした。社会福祉費、備品購入費で「電気自動車とあるが、どのように使用されているのか」の質問に「従来使用していた公用車1台廃車に伴い購入したもので、電気自動車は町の脱炭素、ゼロカーボンの取り組みの一環であること、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を活用しての購入になる」との答弁でした。続いて、衛生費については「新型コロナワクチン接種体制確保事業、委託料、移動支援委託料の利用人数は」の質問に「ワクチン接種の会場への移動で653人の利用があった」の答弁でした。町保健対策推進事業、伴走型相談事業「出産・子育て応援金152件の内訳は」の質問に「妊娠時に68件、出産時に84件であった」との答弁でした。清掃費、塵芥処理事業、備品購入費で「不法投棄監視カメラ2基購入とあるが、不法投棄されやすい場所は」の質問に「旧道今村徳本水の辺りに大型ごみの廃棄があり、警察に通報した事案も発生している」という答弁でした。続いて教育費について、教育総務費の委託料「小中

学校 ALT 派遣委託料の内訳は」の質問に「小学校全体で 2 名、中学校に 1 名、合計 3 名配置されていて、保育園にも時々訪問している」との答弁でした。工事請負費「辰野中学校電話交換機更新工事の内容は」の質問に「電話交換の不具合解消のため実施したが、それに伴い PHS41 台を先生に配布、緊急時の連絡に対応するもの。外線からの職員への電話も転送できるようになり、またすぐに連絡が取り合える状況になって有効」との答弁でした。学童クラブ費「学童クラブ事務の報酬、学童クラブ運営委員報酬 6 人、会計年度職員報酬 17 人とあるが、支援員は足りているのか」の質問に「学童 40 人単位で資格者と補助員等で 2 名が必要とされていて、その基準で支援員を用意しているが、学童の登録数が年度途中にも増加していて、夏休みには最大 140 人での利用があり、現状確保が厳しい状況もある」との答弁でした。工事請負費「辰野西小学校学童クラブ下駄箱増設は」の質問に「当初予定していた予定の 80 人を登録数が大幅に上回り、下駄箱が足りない状況が続いているので増設を実施した」との答弁でした。スポーツ公園管理費、委託料で「たつの未来館の利用状況は」の質問に「令和 4 年度が 3 万 2,403 人、令和 5 年度が 3 万 7,574 人で 5,171 人増となっている」との答弁でした。採決の結果、一般会計の歳出のうち当委員会に付託されました部分については、特に異議はなく全員一致により認定すべきと決しました。続いて、議案第 4 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計決算について報告します。被保険者数は年間平均 3,590 人、加入率は 25.3%でした。歳入歳出差引 397 万 6,000 円を翌年度に繰り越しました。加入者状況において転出者が 101 人を転入者が 105 人と上回ったものの、町民の高齢化により後期高齢者医療保険への移行 304 人が顕著で、加入者の減少が大きくなっています。国保基金からの繰り入れも 3,245 万 5,000 円を行いました。採決の結果、特に異議はなく全員一致により認定すべきものと決しました。次に、議案第 5 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算について報告します。受診者数は前年度比 16 人減の 282 人でした。歳入歳出差引 122 万円を翌年度に繰り越しました。採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。次に、議案第 6 号、令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算について報告します。被保険者数は 4,165 人で、前年度比 79 人の増でした。歳入歳出差引 165 万円を翌年度へ繰り越しました。特筆すべき質問はなく採決の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。次に、議案第 7 号、令和 5 年度辰野病院事業会計決算について報告します。新型コロナウイルス感染患者数の減少等により外来、入院とも患者数が大きく減少しまし

た。収支差引で1億1,965万7,000円の赤字決算となりました。主な質疑としては「現在職員数が150名とあるが、病院規模に対する適正な職員数の基準はあるのか」の質問に「病棟の患者対、看護師は10対1といった基準はあり、現在若干多い状況がある。医業収益に対する職員給与費の比率は69.3%と高く、65%を目標にしていかなければならない。経営強化プランに基づき、プロジェクトチームを立ち上げ県のコンサルにお願いをしていて、そこからの提案を待ちながら職員の配置等を検討していく」の答弁でした。採決の結果、特に異議はなく認定すべきものと決しました。次に、議案第9号、令和5年度辰野町介護保険特別会計決算について報告いたします。介護保険サービスは、在宅サービス及び施設サービス合わせて2万7,551件の利用がありました。主な質疑では「包括的支援事業、生活支援体制整備事業の委託先と内容は」の質問に「委託先は辰野町社協で社協と高齢者相談支援センターとが連携をしながら、地域の福祉活動、集いの場等を活発化を目指し、人材発掘を進めている事業」との答弁でした。歳入歳出差引7,926万3,000円を翌年度に繰り越しました。採決の結果、異議はなく認定すべきものと決しました。また、9月13日小野介護予防センターの照明LED化改修工事、辰野東小学校第1体育館床改修工事、照明LED化改修工事、ほたるドーム照明LED化改修工事の現場視察を実施し、採決の結果全員一致で認定すべきものと決しました。今回の福祉教育常任委員会において、決算審査の中で町長への要望すべき事項が出ましたので、以下のとおり提出いたします。別紙になります。委員会審査における町長要望になります。速やかな検討を進める旨を委員会より要望いたします。1番です。子どもたちの笑顔と明るい未来の更なる拡充のための環境整備づくりです。学童クラブ等への支援人材の拡充について資格取得者と未取得者の業務を分担制として、幅広く人材を登用すること、資格取得者の増加を図るため、町独自に支援員等の資格取得支援事業を創設すること。2番です。町立辰野病院の黒字化に向けた強化プランの更なる推進、患者確保に繋がる病院のイメージアップを図ること、内部体制の見直しを早期に進めること、以上で福祉教育常任委員会委員長報告を終わりといたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま委員長報告の中に、委員会審査における要望事項等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町 長

はい。ただいま両委員会より要望事項がございましたので、それぞれお答えいたします。はじめに、総務産業常任委員会から提出された要望事項にお答えします。たつのパークホテルは平成5年8月に開業、本年31年目を迎え、かやぶきの館は平成10年10月に開業し、26年目を迎えますが、それぞれ内外装や設備等の老朽化が年々顕著となっています。各施設について、指定管理者から日常の管理業務と設備等の定期点検に基づく、複数の不具合箇所等の報告を受けて既に把握しておりますが、一度に改修することは困難なため、実施計画に計上しお客様サービスに影響する等緊急度の高い箇所から計画的に修繕・改修を進めることとしています。しかしながら、厳しい財政状況の中で、実施を先送りせざるを得ない場合も生じており、改修・更新が間に合わず、故障して緊急対応となることも少なくありません。さらに機械設備の不具合は連鎖的に発生するケースも多く、部品提供が終了している場合は、当初見込みより大がかりな改修となることもあります。引き続き、指定管理者とともに、施設設備の定期点検、状態把握を行い優先順位の高いものから計画的な修繕、改修を行うよう心がけてまいります。続きまして、福祉教育常任委員会から提出された要望事項にお答えします。学童クラブ支援員の資格は、放課後児童支援員認定資格研修を受講することで取得できることになっています。研修を受講するためには、保育士、社会福祉士、幼稚園、小学校、中学校教諭の資格のいずれかが必要ですが、これら資格がなくても、学童クラブに一定年数従事すれば受講資格を得ることができます。資格のない支援員を補助員と呼びますが、町では資格の有無に関係なく幅広く採用を行っています。支援員の数は1支援単位あたり2名以上とされておりますが、支援員を1名おけばそのほかは補助員をもってこれに代えることができるとされており、各クラブの現場では、有資格者と未取得者の方が協力し合い、チームで運営することを目指しており、資格の有無により業務分担することは現時点では考えておりません。また、資格のない方には公費負担で、支援員認定資格研修を受講して資格を取得いただくように促しており、現在、支援員の半数以上は有資格者という状況です。本年度も3名が受講、資格取得を目指していただく予定であり、今後もこの制度を引き続き運用し、有資格者の拡充と、学童クラブの運営に必要な支援人材の確保を図ってまいります。辰野病院で

は患者様に寄り添える病院であるために、全職員を対象に接遇研修を実施していますが、患者確保に向けて今年度立ち上げたプロジェクトチームによる提案や、今年度実施予定の患者満足度調査からの意見などを参考に、病院のイメージアップを図ってまいります。さらに病院のホームページの見直しを行い、選ばれる病院としてアピールしていきたいと考えています。内部体制の見直しについては県の病院機能再編・連携強化支援事業を活用し、経営コンサルティング業者に当院の収支シミュレーションや機能再編案を提案していただき、病院機能等の見直しの検討を行う予定です。現在、経営強化プランプロジェクトチームを立ち上げ、患者確保対策や、地域連携体制強化に取り組んでいるところでありますが、引き続き経営強化プラン目標達成に向けて、各部署個別計画を策定し取り組んでいきます。以上でございます。

○議長

次に、委員長報告の行われました、日程第1、議案第1号から議案第25号、日程第2、議案第1号から議案第9号までについて一括して討論をおこないます。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決いたします。はじめに、議案第1号、令和5年度辰野町一般会計決算についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第24号、令和5年度辰野町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第2号、令和5年度辰野町上水道事業会計決算、議案第25号、令和5年度辰野町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第3号、令和5年度辰野町下水道事業会計決算、議案第8号、令和5年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算、以上5議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号から議案第 25 号までの 5 議案については、委員長報告のとおり可決及び認定されました。次に議案第 4 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第 5 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算、議案第 6 号、令和 5 年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第 7 号、令和 5 年度町立辰野病院事業会計決算、議案第 9 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計決算、以上 5 議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号から議案第 9 号までの 5 議案については、委員長報告のとおり認定されました。次に日程第 3、議案第 10 号、辰野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

総務産業常任委員会に付託されました議案第 10 号について審査結果を報告します。議案第 10 号、辰野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論を経て採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。全議員の賛同をいただけますようお願い申し上げます。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 10 号、辰野町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は委員長報告のとおり可決されました。次に日程第 4、議案第 11 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました議案第 11 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査報告をいたします。提案理由は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。12 月 2 日からの被保険者証の廃止が規定されました。そのことに伴う改正であるとの説明を受けました。主な質疑はなく、採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。以上です。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 11 号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。次に日程第 5、議案第 13 号、辰野町国民健康保険診療所設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、議案第 13 号、辰野町国民健康保険診療所設置条例を廃止する条例についての審査報告をします。提案理由は医師確保の困難、患者数の減少、施設の老朽化による経費の増加などを要因として、運営が困難となった国民健康保険診療所廃止するため条例を廃止するものです。辰野町

議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正するものとの説明を受けました。主な質疑はなく採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。以上、委員長報告です。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 13 号、辰野町国民健康保険診療所設置条例を廃止する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本件については、地方自治法第 244 条の 2 第 2 項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第 3 条の規定により、出席議員数の 3 分の 2 以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は 14 名であり、その 3 分の 2 は 10 名であります。なお、この特別多数議決には私、議長も表決権を行使することとされておりますのでご了承願います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 14 名)

○議 長

ただ今の起立者数は 3 分の 2 以上であり所定数に達しております。よって議案第 13 号は委員長報告のとおり可決されました。次に日程第 6、議案第 15 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第 15 号、令和 6 年度辰野町一般会計補正予算（第 8 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号は原案のとおり可決されました。日程第 7、議案第 18 号、令和 6 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題と

いたします。これより質疑、討論をおこないます。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、議案第 18 号、令和 6 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。日程第 8、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、福祉教育常任委員会へ付託となりました、陳情第 12 号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書、陳情第 13 号、私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書、陳情第 14 号、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第 15 号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書、以上 4 件について福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

それでは令和 6 年 9 月定例会、福祉教育常任委員会における請願陳情についての委員会報告をさせていただきます。本定例会初日に当委員会に付託されました陳情 4 件について審査報告をいたします。陳情第 12 号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書についての審査報告をします。陳情項目は、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において全額公費における追加の値上げ支援策を実行することを求めるものです。意見、賛成意見です。国だけの責任にはしたくないが、賃上げをすることで人員を確保することは必要なことであるために賛成する。介護の現場に目を向けると人の定着が難しい、厳しい職場の現状が見えてくる。それなのでケア労働者の賃上げには賛成する。事業所もしっかりと労務管理をしていく必要性のあるところも見受けられるが、基本賃上げを要望することには賛成する。陳情項目の全額公費によるの文言は削除をして意見書をあげていきたい。賛成する。以上の

こと、採決の結果、賛成 6、反対 0 で採択され意見書を提出いたします。陳情第 13 号、私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書についての審査の報告をいたします。陳情項目は、私立学校へ通う生徒の保護者の負担軽減のため、保護者への直接補助の増額を行ってください。2. 教育条件改善のために私立高等学校への教育設備・機器補助の拡充を行ってください。3. 国・県の関係者に対して就学支援金制度の拡充及び私学助成の増額のための意見書を上げてくださいというものです。意見、反対です。この陳情が狭い地域中信地域に限定されたものであるので賛成しかねる。昨年も同団体から陳情があり、意見書があげられた経過もある。保護者の所得による授業料軽減補助金も拡充されてきている。そうした状況をふまえると、今回の陳情は公費にも限界があり厳しい陳情と思われる。よって反対とする。私立高校は自ら選択をして進んでいる経過もある。教育設備・機器補助の拡充を求めているが公立学校も教育設備は不十分である。私立学校に限定した陳情には反対する。私立高校は選択肢の中で選んでいっていることを考えると、必ずしも陳情の内容は納得性に欠ける。よって反対する。賛成です。公立私立を選べるという見解もあるが、選択ではなく私立に行く子どもたちもいる。私立は実際経費負担が大きいこともあるので助成したい。昨年も意見書をあげました。今年、実際辰野町から通っている子どもの数も増えている。私立に通う家庭の負担は大きいので賛成する。採決の結果、反対 4、賛成 2 で不採択となりました。陳情第 14 号、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書です。陳情事項は、現行の健康保険証の存続を求める意見書を国及び政府に提出してくださいというものです。意見、反対です。高齢者にはフォローが必要なのところもあるが地域で助け合い、マイナ保険証の利用を進めていくことが重要。12 月 2 日に向けて切り替えていくことが大事で、資格確認書も用意されている。現行保険証廃止で大きな事務軽減につながる。コストの面から考えて反対する。現在使っているが不都合は感じていない。経過措置も用意されているので反対。継続と資格確認証の発行では、資格確認証の発行の方が事務的コストが削減できる効果は大きい。現在の進め方で良い、よって反対。賛成意見です。残してほしいとの声がたくさんある。特に高齢者の方は不安定要素が大きい。弱者には優しくない制度、できれば残してほしい。高齢者は暗証番号の取り扱いが難しい。別々になっている方が使いやすい。また、情報管理も心配になるので賛成。採決の結果、反対 4、賛成 2 で不採択となりました。陳情第 15 号、訪問看護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急

に行うことを求める陳情書です。陳情項目 1. 訪問看護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再検討を早急に行うことです。意見、趣旨採択にしたい動議が出され趣旨採択への決をとりました。賛成、訪問看護の現場が大変なことは想像できるし、訪問看護の小さな事業所が閉鎖に追い込まれていると言われている報道も多々ある。介護報酬引き上げの部分が使えていけば、全体の報酬は増えていく仕組みになっているが、加算が取れるかどうかの報告が欲しかった。介護報酬にはわかりにくいからくりがあり、その部分の説明を提案者に求めます。陳情内容全般には、介護現場の厳しい状況が理解できるので趣旨採択としたい。趣旨採択について採決の結果、賛成 6、反対 0 で趣旨採択となりました。以上、委員長報告といたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、はじめに、陳情第 12 号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について、質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより陳情第 12 号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、陳情第 12 号は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第 13 号、私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書について質疑を行います。ありませんか。

○吉 澤 (4 番)

質疑を行います。委員長報告の中でこの陳情に対する反対意見として、この陳情が狭い地域中信地区に限定されたものであるので賛成しかねるという議論があったというふうに報告がありました。ただ、この陳情書を見ますと、陳情 3 項目には、中信地区だけ保護者への補助増額をしてくれとか、中信地区だけ教育施設・機械補助の拡充してくれとか、中信地区だけ就学支援金制度の拡充等を通してくれということには

なっておりません。何をもってこの陳情が中信地区に限られているという議論になったのか、その点、委員会で議論がどういう議論がされたのか教えてください。

○議 長

小林委員長、いかがですか。

○福祉教育常任委員長（小林）

申し訳ございません。そこについての詳しい議論はされていないんですけれども、辰野町に対して 37 名の子どもさんが通っているので、そのことについて陳情を求めますという表現がされていたところがあったものですから、そういう解釈がされたところがあるのではないかっていうふうに思います。はい。

○議 長

吉澤議員、いかがですか。

○吉 澤（4 番）

ちょっと理解できないんですがわかりました、そういう意見があったというだけで、委員会としてそういう統一見解になったということではないと理解しました。はい。

○議 長

ほかにいかがですか。

（議場 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。はじめに、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

○高 木（9 番）

陳情不採択の委員長報告に反対し、陳情を採択すべきとの立場から意見を述べます。私立高校に対しての公費助成については、昨年度、辰野町議会を含めた他市町村議会からも意見書が提出されるなどして、令和 2 年度に続き、今年度からも授業料を軽減させるための補助金が拡充されました。そのため公立高校と私立高校の学費負担の差が少し縮まりましたが、依然として学費の差は大きい状況です。私の知人に、私立高校と公立高校それぞれに子どもが通っている方がいたため話を伺いました。私立高校に進学された子は、この高校でこれをやりたいという思いが強かったため、保護者も子どもの夢を応援しようということで、私立高校の進学を決めたそうです。収入は決して多くなかったそうですが、就学支援金制度を利用することで、私立高校に通うこ

とができるのではと考えたそうです。しかし、実際、授業料以外にもたくさんの費用がかかり、さらに部活動をすれば、それに対しても多くの費用がかかってしまい、本当に大変だそうです。公立高校の場合も、それなりに費用はかかるものの私立高校とはだいぶ違うと話していました。少しでも収入を増やそうと保護者は一生懸命働いたそうで、やっと少し収入が増えたと思ったら、補助される金額が減ってしまい、何のために働いているかわからないと苦しい思いを話してくださいました。私立高校に子どもを通わせているご家庭すべてが高収入というわけではありません。様々な事情があって、私立高校に通われている子どもたちもいます。少子化が進み、私立高校の運営は大変厳しいものとなっていますが、通っているご家庭の負担が今以上に増えることは避けなくてはなりません。子どもが通う高校が公立であっても私立であっても、我が子にはやりたいことをやらせてあげたいという親の思いに変わりはありません。保護者負担が増え、子どもたちがやりたいことを諦めるという状況にさせてはいけません。辰野町からは現在中信地区の私立高校に 38 名進学されていますが、諏訪や伊那の私立高校へ進学している子どもたちを含めるとその数はさらに多くなります。この陳情は、中信地区の私立高校だけではなく、県内すべての私立高校への公費助成を求めているものです。私立高校に通うすべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、私立高校への更なる公費助成が必要だと考えます。以上の理由により、本陳情の採択を求めます。

○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

○栗 林（3 番）

私は、陳情 13 号を不採択とした福祉教育常任委員長の報告に賛成する立場から討論に参加いたします。私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書に記載されている陳情項目は 3 点ありますので、それぞれに意見を述べさせていただきます。まず一点目、私立高校へ通う生徒の保護者負担軽減のため、保護者への直接補助の増額を行ってくださいに関してですが、私立高校へ通う生徒のほとんどが、特色ある私立教育を自ら選び、中学校長推薦と自己推薦により入学者選抜試験に合格し、私立学校で学んでおります。また、教育の費用負担、教育投資ということについて考えてみますと、広く社会全体に還元する公的効果、公的財政負担論とも申しますが、教育の効果は広く社会全体に還元されるのだから、費用も社会全体で負担すべきという考え方。もう

一点は、教育を受けた本人に帰属する私的効果、これは受益者負担論とも言われ、教育を受けた者自身が最大の受益者だから、費用も本人が負担すべきという考えがあります。教育の場合には、どちらかというわけではなく、両方のバランスを取ったことが必要だと考えておりまして、一般的に公立高校を選ぶのは経済的な理由から、私立高校を選ぶのは教育の質からと言われるように、生徒の個性を育み、学習・文化活動・スポーツ等に積極的な私立高校で学ぶためには、ある程度の受益者負担はやむを得ないことであると考えられます。また町の財政も限りがありほかに優先すべき事業が多々あることが認められていることから、公益上の見地から、保護者への直接補助に関しては妥当ではないというふうに考え、不採択にすべきと考えます。続きまして2点目、教育条件改善のために私立学校への教育施設・機器補助の拡充を行っていただきたいに関してですが、公立高校は、地方自治体が運営しているため、学校施設はどこも同じような水準になっていますが、施設の老朽化が進んでおり私立高校と比較すると、施設や設備の充実度は見劣りする状況となっています。現在私立との格差が大きい、学びの環境の魅力がないなどと言われております。また、私立高校は独自の理念のもと運営していますから、学校によって様々な特色ある施設を備えています。施設が充実している学校が良ければ、私立高校がおすすめとも言われております。そのため今以上に公費による教育施設・機器補助の拡充を行うことに住民の理解を得られないのではないかと思いますので、これに関しても不採択にすべきと考えております。最後に3点目、国・県の関係者に対して就学支援金制度の拡充並びに私学助成の増額のための意見書を上げてくださいということですが、まずこの就学支援金制度です。これに関しては、高等学校の費用を国が一部負担する制度で、平成26年、2014年4月からスタートしました。家庭の経済状況により進学を諦める生徒が少なくありませんでしたが、進学を諦める生徒が少なくないため、この制度が適用されることになりました。また、令和2年、2020年4月からは制度が大きく変わり、私立高校の授業料の支給額が増加し、実質無料となる場合も出てまいりました。具体的な金額といたしましては、所得要件を満たす世帯、現在では年収約910万円未満の世帯ですが、今後この制度に対しては授業料に充てていただくため、国が費用を負担し県が支給しております。公立高校では、全日制は月額9,900円、年額11万8,800円、定時制は月額2,700円、年額3万2,400円、通信制は月額520円となっております。一方、私立高校に関しては、全日制、定時制、通信制ともに月額9,900円、年額11万8,800円ですが、

年収 590 万未満の世帯では、2 万 3,100 円が加算され、月額 3 万 3,000 円、年額 39 万 6,000 円となっております。保護者負担の軽減については就学支援金以外にも、長野県私立高等学校等奨学給付金、これは授業料に対する就学支援金とは別に、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、私立高校生のいる一定所得以下の世代に対して奨学金を給付します。この奨学金給付金は返済不要となっております。また、私立高等学校授業料等軽減事業補助金、これは県内の学校法人、高等学校が対象となっておりますが、授業料に高等学校等就学支援金等を充ててもなお納めなくてはならない授業料が残る場合、この残りの授業料や入学金について軽減を行っている学校があります。長野県ではこのような学校に対して補助を行っております。なお、県が直接家庭へ補助金を支給するものではなく、学校に対して支給するものであります。それ以外にも、学び直し支給金、児童扶養手当等などもあるため、現在、県・国に対して意見書を出すということに関しては反対したいと思います。なお、昨年、令和 5 年第 7 回 9 月定例会において、議会として私学助成増額のため、国・県に意見書をあげていくことは意義があるのではないかと考えることを考え、採択し意見書を提出しましたが、長野県では令和 6 年度より授業料軽減補助金の拡充がされていることもあり、今回意見書を出してほしいという陳情に対しては見送る、出さないことが妥当であり不採択にすべきと考えております。以上 3 点すべてに関して不採択にすべきと考えておりますので、よって、本陳情は否決すべきと考え、委員長報告に賛成いたします。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 13 号、私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって原案について、起立により採決を行います。原案を採択するに賛成の方、繰り返します、原案を採択するに賛成の方ご起立願います。

(起立 6 名)

○議 長

お座りください。起立少数です。よって陳情第 13 号は委員長報告のとおり不採択

とすることに決しました。次に、陳情第 14 号、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。はじめに、委員長報告に反対する反対者の発言を許可いたします。

○吉澤(4番)

陳情を不採択の委員長報告に反対し、陳情を採択すべきとの立場から意見を述べます。本陳情の趣旨は、現行保険証制度の存続を求めるこの一点です。陳情採択を求める第 1 の理由は、町民の多くが存続を求めているからです。信濃毎日新聞は 9 月 2 日の一面トップで、現行保険証を残して 8 割と報じました。全国 18 の地方紙の合同アンケートで回答した 1 万 2,000 人のうち、今の保険証を残しマイナ保険証導入は止めてが 42%、また今の保険証を残し選択制にが 39.8%、合わせて 81.8%の方が今の保険証制度の存続を求めていることを示しました。町でも同じ傾向だと思います。町民の願いに応え、声をあげるのが議会の役割ではないでしょうか。第 2 の理由は、今の保険証廃止は弱者を切り捨てるからです。認知症の親はマイナカードを作れません。寝たきりの高齢者の中には、顔写真の撮影が難しい人もいます。顔や体が震える障害の人にとって、顔認証の機能は使いづらい。高次脳機能障害がある人は記憶障害のため、パスワードを覚えているのが難しい。使い勝手の悪さに個人情報の紐づけの誤りも加わり、マイナカードは国民の信頼を得られないでいる。国民皆保険制度を守るためにも一本化の強行は許されない。これは 9 月 2 日付の信濃毎日新聞の社説の一部ですが、私もそのとおりだと思います。SDGs 誰 1 人取り残さない社会を目指すなら、現行保険証の存続は不可欠ではないでしょうか。第 3 の理由はトラブルが続くマイナ保険証の押し付けは許されないからです。そもそも任意としてきたマイナ保険証を強制するために、今の保険証制度をなくすというのは約束違反です。そのマイナ保険証の利用率は辰野病院でもまだ 6%止まりで、町民の信頼を得るに至っていません。本陳情の提出団体が加入する全国保険医団体連合会は、一昨日、今年 5 月以降に全国の 7 割の医療機関でマイナ保険証に関わるトラブルが起きているという調査結果を発表しました。全国 1 万 242 医療機関の回答の結果です。このトラブルがあった医療機関の割合は、去年 12 月の調査よりも 10%増えているんです。トラブルの内容は、資格情報が

無効 48%などで、10 割負担を請求した例が 9.4%あったそうです。また、10 割負担と言われ受診せずに帰った事例もあったとのこと。重症化に繋がりがねません。今後、政府はマイナ保険証取得者に資格情報のお知らせという文書を送って、受診時に持って行って、トラブルがあったときに対応するように勧めるとしています。つまり、トラブルは今後も起こりうると政府自ら認めているのです。こんな無責任なことが許されるものでしょうか。第 4 の理由は、マイナンバー制度そのものの見直しが求められていると考えるからです。そもそもマイナンバー制度は、国民への課税を強め社会保障給付を減らし、財政負担と大企業の税、社会保障料負担を軽減するために、財界からの度重なる要請を受けて進められてきました。そして、大量の個人情報をビジネスに利用しようとする特定の企業を後押しする動きも加速されてきました。国民のためのデジタル化ではないと考えます。マイナンバーに何でも紐付けしている国は G7 先進国では日本だけです。管理監視社会への危機感や、個人情報流出への懸念や批判を受けて、各国の政府は情報一本化を断念し、個人情報保護を優先に転換しているからです。今のやり方は個人情報保護や世界の流れにも逆行しており、根本からの見直しが必要だと考えます。デジタル化や IT 利用を進めるには、個人情報がきちんと保護され、国民が安心して利用できることが大前提です。国民の不安を置き去りにしたマイナンバーのゴリ押しは許されないと考えます。保険証確認のトラブルは命に関わります。今の保険証制度を残せばお金も手間もかからずトラブルが防げ、国民、医療・介護関係者、保健機関、みんなが助かります。そしてそれがどうしても必要ではないでしょうか。以上の理由により、本陳情の採択を求めるものです。

○議 長

次に委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

○津 谷（13 番）

私は委員長報告に賛成をして、原案に対しまして不採択の立場から討論をいたします。皆さん既にご存知のとおり 12 月 2 日から従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに現在移行をしている最中であります。マイナ保険証を保有しない方への対応として、12 月 2 日時点で有効な保険証は最大 1 年間有効であります。12 月の 2 日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に申請していただくことなく、プッシュ型で資格確認書が交付をされ、現行の

保険証が廃止をされた以降も、保険料を払っている人は確実に保険診療を受けることができます。円滑に移行するために政府として、本年5月から7月にマイナ保険証利用促進集中取組月間として、マイナンバーカードの総点検等を行い、国民の信頼回復に現在努めております。マイナンバーカードはデジタル社会における公的基盤であり、保険証として利用してもらうことで、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療が提供され、高額医療費制度の限度額適用認定証が不要になるなど、患者・医療現場それぞれに多くのメリットがあります。さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用など、日本の医療DXを進める上で最も重要なベースとなります。さらに、一部地域においては緊急医療における患者の健康医療データの活用という、消防庁の実証事業が行われております。これは例えば自宅や外出先で事故や病気などによって突然倒れてしまって、救急搬送される場合に救急車に装備されたカードリーダーにより、マイナ保険証を読み取ると既往歴はあるのか、どんな薬を服用しているのかなど情報を素早く確認をして、救急隊や医師が速やかな適切な治療ができるようになるというもので、近い将来に全国展開する予定と聞いております。さらに補足情報といたしまして、現在マイナンバーカードを取得するのに申請からカードが届くまでに1、2箇月の時間がかかっておりますが、申請時や紛失等による再交付、海外からの転入者など特に速やかな交付が必要となる場合など対応するため、特急発行交付の仕組み、これは1週間以内、最短で5日で交付をすることができます。これは、本年12月の2日から施行予定であります。また、現行の保険証を維持するよりも、マイナ保険証にした方が総コストは減少すると見込まれております。資格確認証の発行に伴う印刷や郵送などのコストが発生をしますが、その場合であっても、現行の保険証を維持するよりも、総コストは減少すると見込まれております。マイナ保険証の利用により限度額適用認定証の発行リストの減少、払い戻しの減少に伴う際の請求事務の減少などにより、保険者等の事務コストの減少が見込まれます。社会全体で医療DXを進めていくため、マイナ保険証は極めて重要であり、保険証を廃止をしてマイナ保険証へと移行する12月までに、いかに円滑に移行していくかが現在は極めて重要であると私は思います。住民への正しい情報発信に取り組むべきであり、安心感を提供できるような説明をすることこそが、現在重要なことだと私は思います。こうした状況をふまえて、地域住民が安心をしてマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性また質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの、正しい情報を丁寧に発

信していくことこそが必要と考えます。1人でも多くの方にデータに基づく、より良い医療が受診できる高額医療などの手続きの簡素化、事務負担軽減など医療サービス環境を提供していくことを目指して、マイナ保険証の取り組みを進めていくべきだと思います。以上のことから、この陳情は不採択として委員長報告に賛成をいたします。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第14号、「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情書についてを採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、原案について起立により採決を行います。原案を採択するに賛成の方、ご起立願います。

(起立 4名)

○議長

お座りください。起立少数です。よって、陳情第14号は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。次に、陳情第15号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書について、質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより陳情第15号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって陳情第15号は委員長報告のとおり決しました。日程第9、追加提出議案の審議について、議案第26号、調停の申立てについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

はい。議案第 26 号、調停の申立てについて提案理由を申し上げます。町が発注した工事 2 件に関連して、当該工事の請負業者が実施した追加工事費用の負担について町と相手方の見解が異なり、顧問弁護士を介して協議を重ねてきましたが、現在のところ合意に至っておりません。このため本件について町の支払い義務の有無と、支払う必要があるとされた場合の町が負担すべき額を確定するため、相手方との合意に基づき、伊那簡易裁判所に対し調停の申し立てを行うため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。1 件目の工事に関連して重機を入れる仮設工事の追加が必要となりましたが、相手方が町の合意なしに当初の設計と異なる工事を実施し、その費用として 1,468 万 5,000 円の支払いを求めてきたものであります。町としては、相手方から報告のあった実績に基づき、町が支払うべき本来必要であったと認める工事の追加費用は 55 万円と算定し、相手方に伝えたところ相手方はこれを不服としています。また、2 件目の工事に関連して実施した土砂撤去等に係る追加費用としても、相手方は 116 万 6,000 円の支払いを求めています。町としては、事前に相手方から提示されていた見積金額に、町が必要と認める部分を超えた追加費用は 42 万 9,000 円と算定し、相手方に伝えたところ相手方はこれを不服としています。商法第 512 条の定めでは、発注者と請負業者間の合意に基づかない追加変更であっても、その工事が必要であり発注者の利益のために行われたものであれば、相当な範囲の金額の工事費用を負担する義務があるとされていますので、調停によって町が負担すべき追加費用の額を確定し、本件の早期解決を図りたいとするものであります。なお、相手方の権益を保護するため、相手方の所在地、名前、工事名、契約日に関しては非公開として議案を提出しますのでご了承ください。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向 山 (7 番)

この議案の内容が少し私としては理解が難しいっていかですね、確認の意味で質問をしたいと思います。町側の算定額っていかですね根拠とする額と、相手側の根拠とする額がそれぞれ違っているってことはわかりました。この金額が例えばこの申し立ての趣旨の中に金 55 万円を超えて存在しないことを確認する、あるいは金

42 万 9,000 円を超えて存在しないことを確認するとの調停を求める。この金額についてですね、この決議我々議会として議決をした結果の効果が、この金額についても及ぶのかどうか、つまり私の理解とすればこれだけの乖離があるので、申し立てをするその申し立てについての同意議決を求めるという趣旨であれば十分納得できますが、この金額のこの議決の中におけるこの金額の位置付け、意義についてお答えいただきたいというふうに思います。

○総務課長

お答えいたします。今回お諮りする議案につきましては、相手方が主張する追加費用の額と、町が算定をしました額に相当な乖離があり、協議を重ねても解決の見込みがないことから、相手方の同意も得まして民事調停の場で相当な費用の額を公正に確定し、早期解決を図る目的に町が調停を申し立てることに関し、ご審議をいただきたいものであります。町長提案説明のとおり、商法では町の同意がない追加変更であっても、町が費用を負担する義務が生じるケースもございますが、一方で、町は地方自治法の規定からも根拠なく、町が本来負担すべき額を超えて支出することはできないと考えております。調停の結果、町が算定した額が過小または過大と判断されるケースも出てくるかと思えますけれども、町としましては調停で和解が成立した場合、その結果を根拠としまして本来負担すべき相当額を支払うべく、必要な事務を進めてまいる所存です。以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 26 号、調停の申立てについてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 26 号は原案のとおり可決されました。日程第 10、議員提出議案の審議についてを議題といたします。発議第 1 号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13名)

○議長

はい。どうぞお座りください。起立多数でございます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。日程第11、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から、別紙のとおり閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第12、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町長

9月2日に開会いたしました第5回辰野町議会定例会にご提案申し上げました、令和5年度会計決算等に追加議案を含む26議案すべてについて、原案どおり認定可決同意いただき感謝申し上げます。一般質問では、有機農業の推進と学校給食、鳥獣害対策、松くい虫対策、地球温暖化対策、防災、観光、生活環境、保健福祉、公共交通、道路、保育・教育関連など幅広い分野で質問をいただきました。急増するクマ出没の対策についてもいくつか質問をいただきましたが、喫緊の対応としてクマが目撃されている区域から登下校している小・中学生の全学年を対象に、クマよけの鈴を配布するよう手配いたしました。ただいまそのちょっと現物を持ってきましたので、鐘の音を聞いていただければと思いますが、これをですね小中学生全学年を対象に配布したいと思っております。森ビジョンの具体化等についてもご質問をいただいたところですが、町の総面積約87%を占める森林の50年先のあるべき姿を見据え、長期的な視点で次年度に引き継ぐための必要な取り組みを、今から一步一步着実に積み重ねていかなければなりません。ビジョンが描く森林の将来は、生物多様性の保全、地球温暖化の緩和、土砂災害防止、水源涵養、景観形成、保養レクリエーション、観光、木材や今年こそは豊作にと期待しているマツタケなど特養林産物を含む、林業・地域産業の活性化など非常に多面的な要素を持つ重要課題であります。進捗状況の検証等のため、それぞれの目標に関連する各課が現在実行中、または今後計画している事務事業や地域団体の活動、取り組み等を紐づけ、具体的な内容がわかりやすくする工夫等も必要かと思いますが、一朝一夕で実現できるものではありませんし、行政のみで対応できることは限られ、国、県に加え地域の事業者、各種団体、住民の皆さんの協力がなければ目標達成はなし得ません。町の第6次総合計画と合わせて、ビジョンで描く将来の森林形成とまちづくりについて、職員共々全力で各事業を遂行してまいりますので、引き続き議員各位、町民の皆様のご支援をお願いし、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして、9月2日に開会いたしました令和6年第5回辰野町議会定例会を閉会といたします。19日間にわたる長丁場、大変ご苦勞様でした。

10. 閉会の時期

9月20日 午後 3時 38分 閉会

この議事録は、議会事務局長 菅沼由紀、庶務係長 小林志帆の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 10 番

署名議員 11 番